

eラーニングコースを実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧及び適用される訓練科の範囲

別添3

※eラーニングコースを実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を赤字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマーカで記載しています。

文書	番号	改訂箇所	頁	改訂内容	適用される訓練科の範囲
留意事項 (本文)	1	全体	-	平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)	
	2	公共職業安定所から求職者支援訓練の受講指示を受けた受給資格者への対応	P26,27	「公共職業訓練等受講証明書」の記載について、取り扱いを追記しました。 記載内容の詳細につきましては、管轄のハローワークへお問い合わせください。	令和8年3月31日以前に開講している訓練科及び令和8年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	3	受講者が訓練を途中で退校する場合及び受講者を退校処分とする場合の手続き	P30,31	未受講の習得度確認テストが4ユニット分に達した場合に退校処分とする退校要件について、補足説明を追記しました。	令和8年3月31日以前に開講している訓練科及び令和8年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	4	習得度確認テスト	P35		
留意事項 (別添)	5	別添13	P108	未受講の習得度確認テストが4ユニット分に達した場合に退校処分とする退校要件について、補足説明を追記しました。	令和8年3月31日以前に開講している訓練科及び令和8年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	6	別添15別紙1	P133	「公共職業訓練等受講証明書」の記載例につきまして、「3 訓練受講職種」欄の記載内容を修正しました。 記載内容の詳細につきましては、管轄のハローワークへお問い合わせください。	令和8年3月31日以前に開講している訓練科及び令和8年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
様式	7	様式第15号 (第27条関係)	P48,49	「公共職業訓練等受講証明書」の記載例につきまして、「3 訓練受講職種」欄の記載内容を修正しました。 記載内容の詳細につきましては、管轄のハローワークへお問い合わせください。	令和8年3月31日以前に開講している訓練科及び令和8年4月1日以降に開講されるすべての訓練科